

郵政民営化委員会 ヒアリング資料

(認可申請の概要)

2021年1月19日

株式会社ゆうちょ銀行

1 個人向け住宅融資業務（フラット3 5等）

- (1) 個人向け住宅融資業務に係る認可の申請 P4
- (2) 今回実施する業務の概要 P5
- (3) 今回実施する業務のフローと態勢 P6

2 損害保険募集業務

- 住宅ローン長期火災保険募集に係る認可の申請と業務概要 P8

3 信用保証業務を営む子会社の保有

- (1) 信用保証業務を営む子会社の保有に係る認可の申請 P10
- (2) ゆうちょローンセンター(株)の会社概要 P11
- (3) ゆうちょローンセンター(株)の組織 P12
- (4) 口座貸越サービスの業務の概要 P13
- (5) 口座貸越サービスの業務フローと実施態勢 P14

1 個人向け住宅融資業務(フラット35等)

1. 個人向け住宅融資業務（フラット35等）

（1）個人向け住宅融資業務に係る認可の申請

- 当行では、経営戦略の一環として、顧客本位の良質な金融サービスの提供に資するため、住宅ローン商品・サービスを充実させる取組みを推進。2019年度にソニー銀行、新生銀行の媒介商品の取扱いを開始。
- 当行の口座を利用する幅広い世代のお客さまのニーズに応えるため、住宅金融支援機構の証券化支援事業等を利用した個人向け住宅融資業務（フラット35等）を追加し、スルガ銀行媒介時と同程度の商品ラインナップを実現。
- フラット35等は、基本的に当行から機構へ信用リスクが移転される仕組み。

住宅ローン取扱商品

＜2018年10月以前＞

住宅ローン（スルガ銀行媒介）

フラット35（スルガ銀行媒介）



＜現行＞

住宅ローン（ソニー銀行、新生銀行媒介）

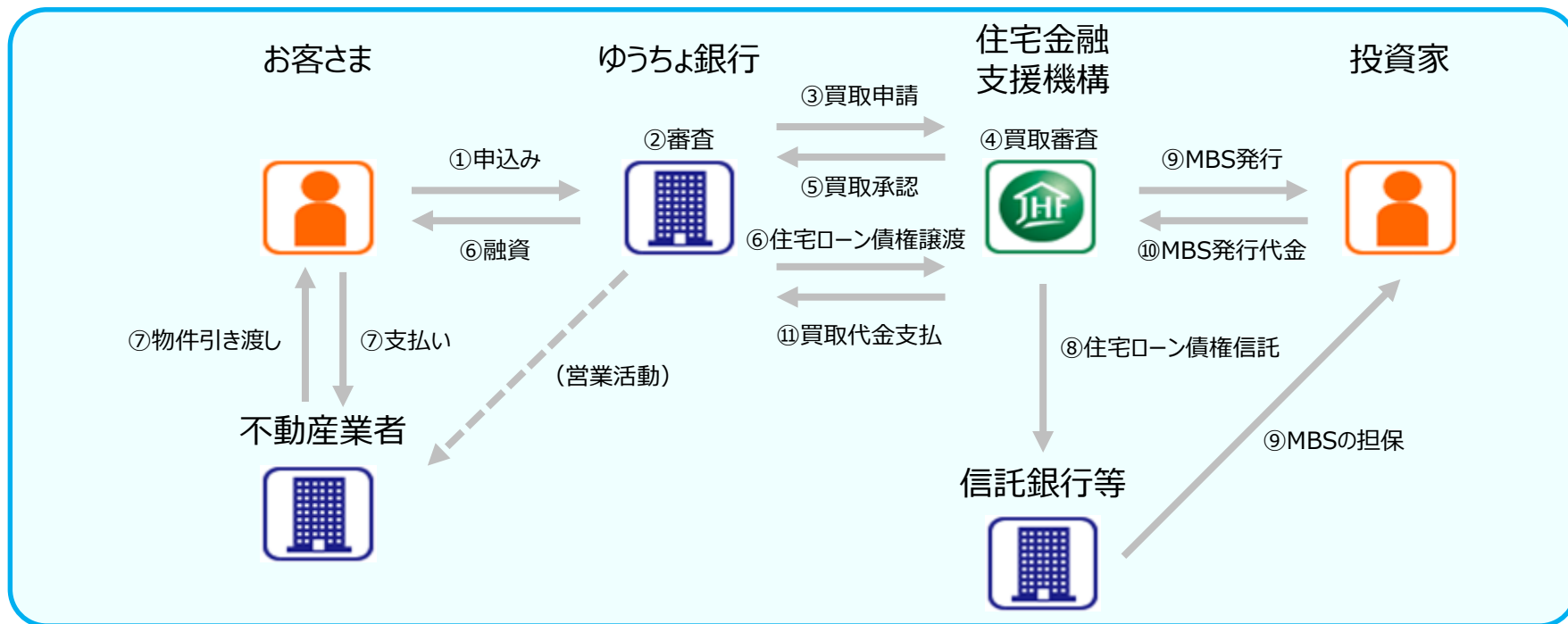
フラット35（直接取扱い）

認可をいただきたい業務

認可申請内容	銀行法における対象規定
住宅金融支援機構の証券化支援事業及び住宅融資保険事業を利用した個人に対する資金の貸付業務	第10条第1項第2号 （資金の貸付け又は手形の割引）
住宅金融支援機構が災害復興のために行う個人に対する資金の貸付けの媒介業務	第10条第2項第8号 （銀行その他金融業を行う者の業務の代理（内閣府令で定めるものに限る））

1. 個人向け住宅融資業務（フラット35等）

（2）今回実施する業務の概要



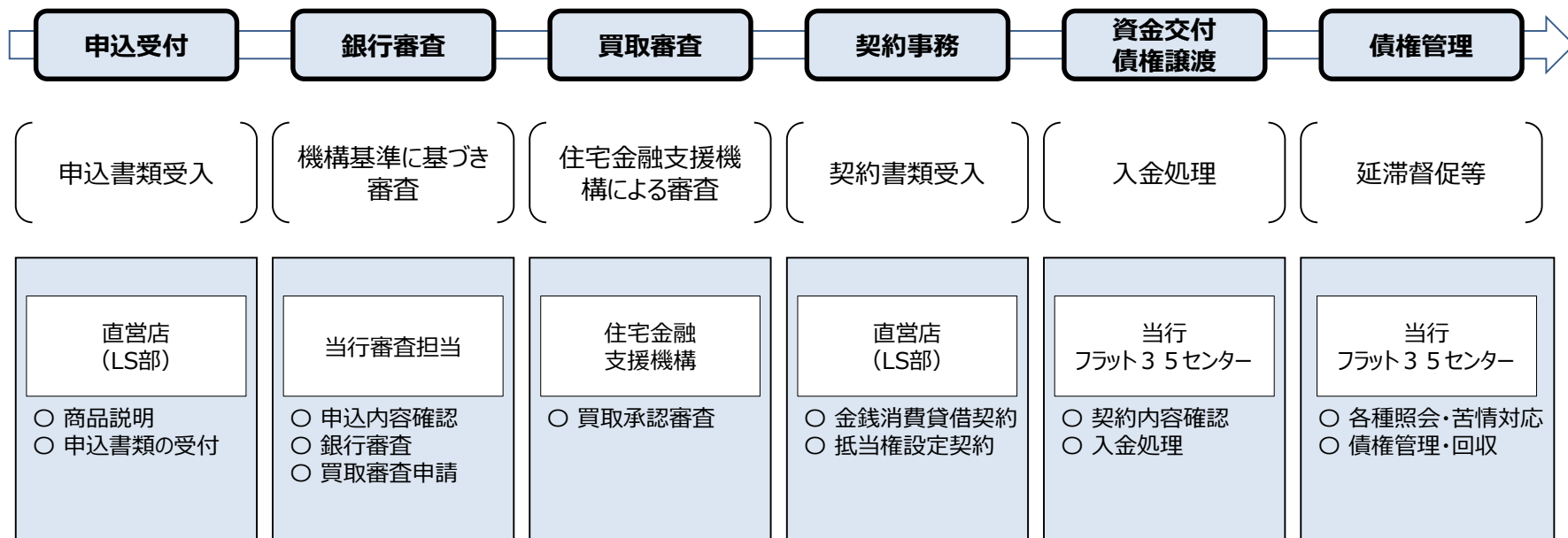
- ① お客さまがゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ」という。）にてフラット35を申込み。
- ② ゆうちょによる審査。
- ③ 住宅金融支援機構（以下「機構」という。）へ買取申請。
- ④ 機構による買取審査。
- ⑤ 譲渡債権適格基準等を満たしている場合、買取承認。
- ⑥ ゆうちょはお客さまに融資すると同時に、当該住宅ローン債権を機構に譲渡。
- ⑦ お客さまは融資金にて物件購入。
- ⑧ 機構は、当該住宅ローン債権を信託銀行等に担保目的で信託。
- ⑨ 機構は、信託した住宅ローン債権を担保としてMBSを発行。
- ⑩ 投資家はこのMBSを購入、その代金を機構へ支払い。
- ⑪ 機構は投資家からの発行代金により、金融機関に譲渡代金の支払い。

1. 個人向け住宅融資業務（フラット35等）

（3）今回実施する業務のフローと態勢

- 媒介業務と同様、直営店ローンサービス部にて申込みを受付。
- 住宅金融支援機構（以下「機構」）が定めた基準や機構から定期的に周知される審査ポイント、申請内容の真正性を当行にて審査。その後、機構による買取審査で最終的な諾否判定。
- 住宅ローン債権は機構へ譲渡し、当行の貸借対照表には原則計上されないため、信用リスクは原則当行に帰属せず。
- 債権管理は、機構が定めた事務取扱方法に従い、当行のフラット35センターにて実施。
- フラット35に関するお客さまからの苦情や相談については、直営店、ゆうちょコールセンター、フラット35センターにて受け付け、事故報告システムに登録。所管部署であるローン営業部にて把握し、コンプライアンス関係部署に報告。

業務フロー概要



※ 「当行審査担当」及び「フラット35センター」については、これまで住宅ローン・フラット35の媒介業務に従事してきた実務経験者を活用。

2 損害保険募集業務

2. 損害保険募集業務

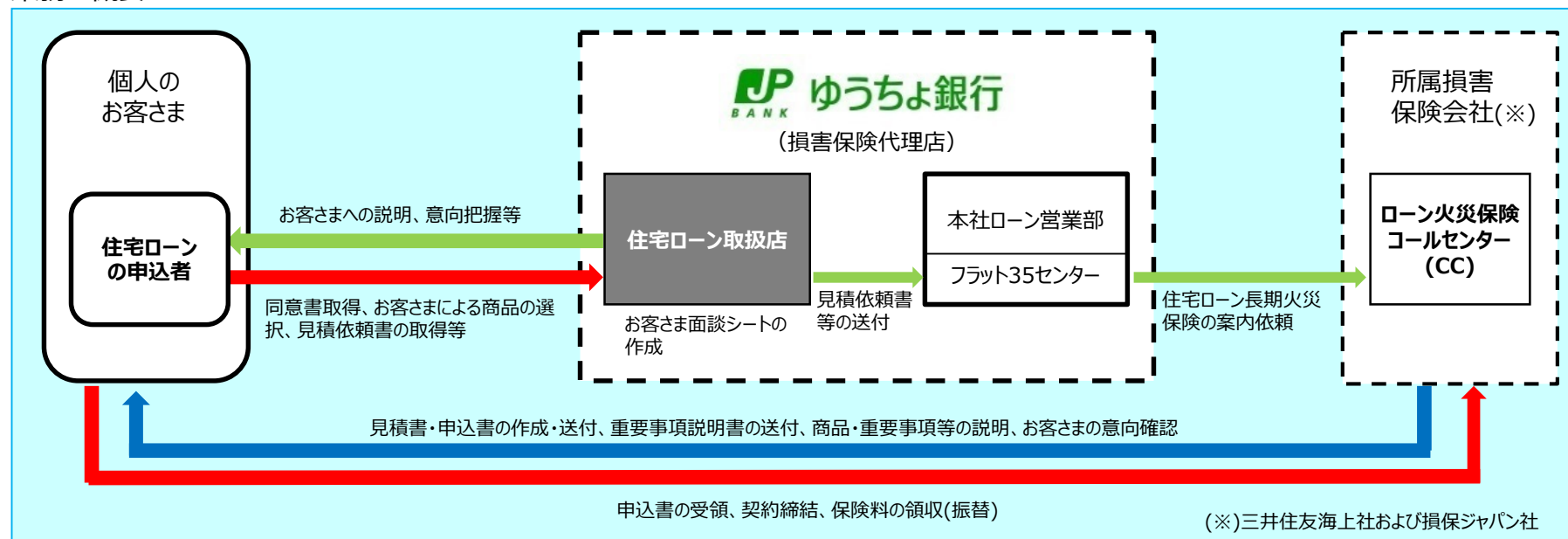
住宅ローン長期火災保険募集業務に係る認可の申請と業務概要

- フラット35の利用条件として、借入対象となる住宅について火災保険への加入が必要。
(火災保険の申込先(取扱代理店)は、当行以外を含めお客さまが自由に選択可。)
- 顧客利便性向上のため、当行においてもフラット35契約者向けに住宅ローン長期火災保険を用意し、損害保険代理店として、2021年5月から募集業務を行う。
なお、住宅ローン長期火災保険の取扱店舗は、住宅ローン取扱店のみとする。
- 住宅ローン取扱店は、お客さまへの事前説明(同意書取得)、概要説明及び意向把握のうえ、見積依頼書を取得する。
- お客さまが指定した所属保険会社から見積書、申込書、重要事項説明書等を送付の上、商品及び重要事項の説明を行い、お客さまの最終的な意向を確認して申込書を受領。

認可をいただきたい業務

認可申請内容	保険業法における対象規定
フラット35等に係る住宅関連火災保険(付帯地震保険を含む)の保険募集業務(損害保険代理店として行うものに限る)	保険業法第275条第2項

業務の概要



3 信用保証業務を営む子会社の保有

3. 信用保証業務を営む子会社の保有

(1) 信用保証業務を営む子会社の保有に係る認可の申請

- 当行では、経営戦略の一環として、顧客本位の良質な金融サービスの提供に資するため、決済サービスの拡充等による顧客利便性向上の取組みを推進。
- 決済サービスを補完し、顧客利便性を向上させる観点から、顧客の急な出費や一時的な資金ニーズに対応する、口座貸越による貸付業務について、2017年6月に認可を取得。
- 当時はスルガ銀行(株)の保証子会社であるSDP(株)が口座貸越サービスの保証を行う想定であったが、2020年3月に同行との業務提携を解消したことから、当行の子会社であるゆうちょローンセンター(株)にて債務の保証を行う(※)。

※ 保証会社の審査及び当行の審査を経て諾否判定を実施する態勢を前提に認可を取得。

認可申請する子会社

認可申請内容	銀行法における対象規定
当行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有	銀行法第16条の2第1項第11号、同条第2項第2号、銀行法施行規則第17条の3第2項第3号、銀行法第10条第2項第1項

<ご参考> 認可取得済の業務

認可申請内容	銀行法における対象規定
所要の審査を行い適当と認められた当行に所定の預金口座を保有する個人に対して、あらかじめ貸付極度額を定め、当該預金口座の預金残高を超える払出しの請求があった場合に、無担保で貸付を行う業務	銀行法第10条第1項第2号

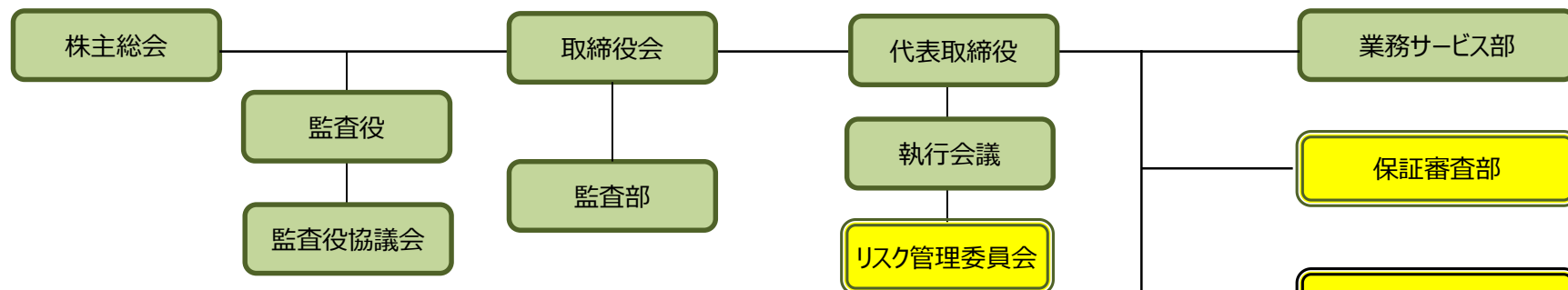
3. 信用保証業務を営む子会社の保有 (2) ゆうちょローンセンター(株)の会社概要

社名	ゆうちょローンセンター株式会社
代表取締役社長	相田 雅哉
本社所在地	東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエアX棟43F
資本金	2,000百万円
株式発行総数	400万株
株主	ゆうちょ銀行 100%
業務内容	(1) 株式会社ゆうちょ銀行の消費性ローンにかかる信用保証業務 (2) 事務処理代行業務 (3) 前各号に付随する一切の業務

3. 信用保証業務を営む子会社の保有 (3) ゆうちょローンセンター(株)の組織

○ 既存の事務受託会社の組織をベースに、保証機能を追加（黄色部分）

◆組織図



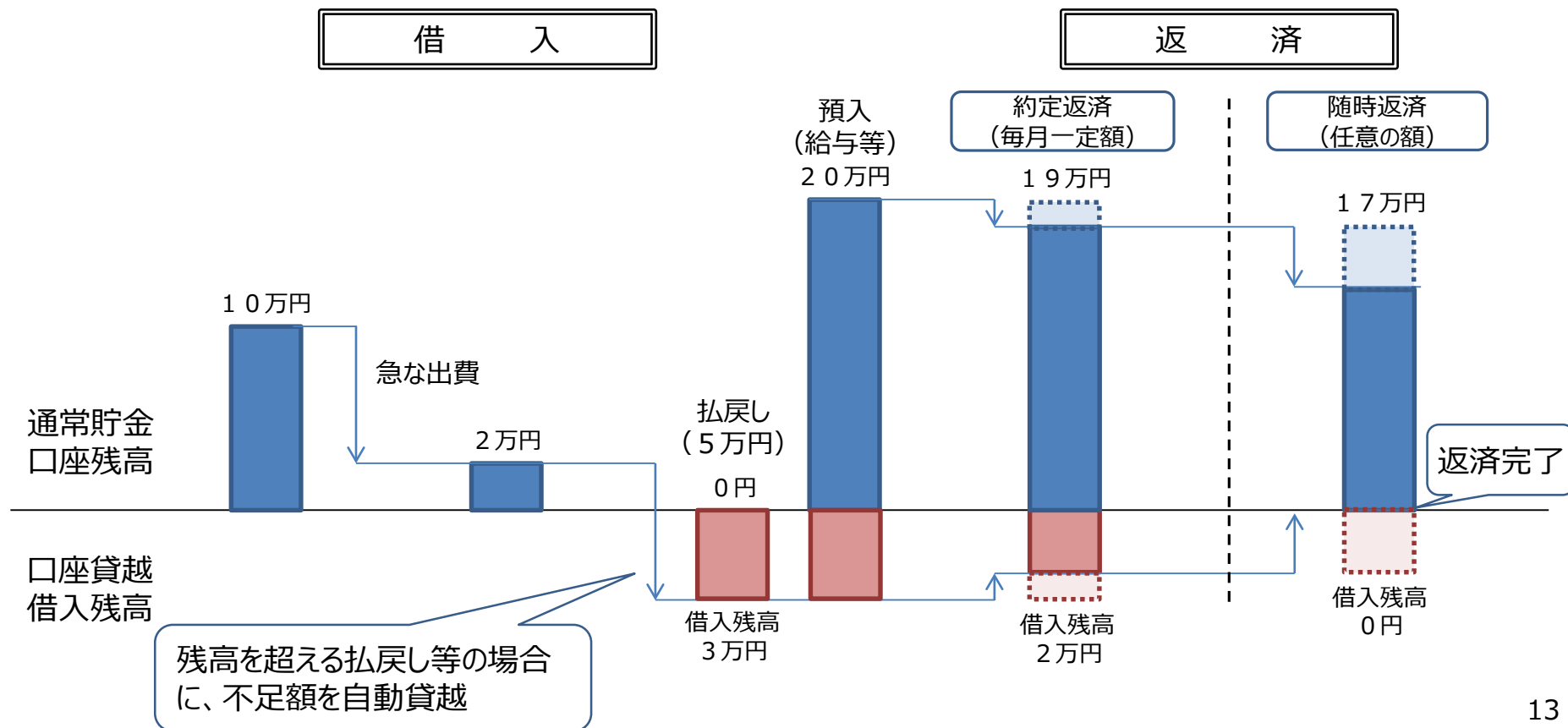
◆各部署の主な所掌業務（保証会社機能を追加：黄色部分）

部署	説 明
業務サービス部	・申込書点検、審査システムへの申込み情報の入力
保証審査部	・保証審査、保証条件管理
保証管理部	・保証債務及び求償債権の管理、回収方針の策定
コンプライアンス部	・コンプライアンス態勢の策定・総括、コンプライアンスの推進 ・情報セキュリティリスク管理態勢の策定・総括
リスク管理部	・リスク管理態勢、方針策定。リスク管理の統括。事務リスク・品質管理
企画部	・経営企画、経営管理、予算策定、システム企画(方針・計画の立案)
管理部	・総務、人事、経理、当社の帳簿管理に関する事項 ・文書管理、危機管理の体制整備に関する事項
システム部	・システム開発・運用態勢の策定・総括
監査部	・内部監査に関する事項

3. 信用保証業務を営む子会社の保有 (4) 口座貸越サービスの業務の概要

- 口座残高を超える払戻し等の際、不足額を通常貯金口座を經由して自動的に融資するサービス。
- 毎月一定額（1万円）を約定返済。任意の金額を返済する随時返済も可能。
- 通常貯金口座を保有する個人のお客さまから申込みを受け（直営店及び郵便局窓口で申込み）、返済能力等に係る審査を経て極度額を設定。（最大50万円。但し、開始当初の申込金額は30万円。）
- 貸付利率年14%（市場実勢を反映）。2021年5月から業務開始し、開始5年後の期末貸出残高は600億円程度を想定。

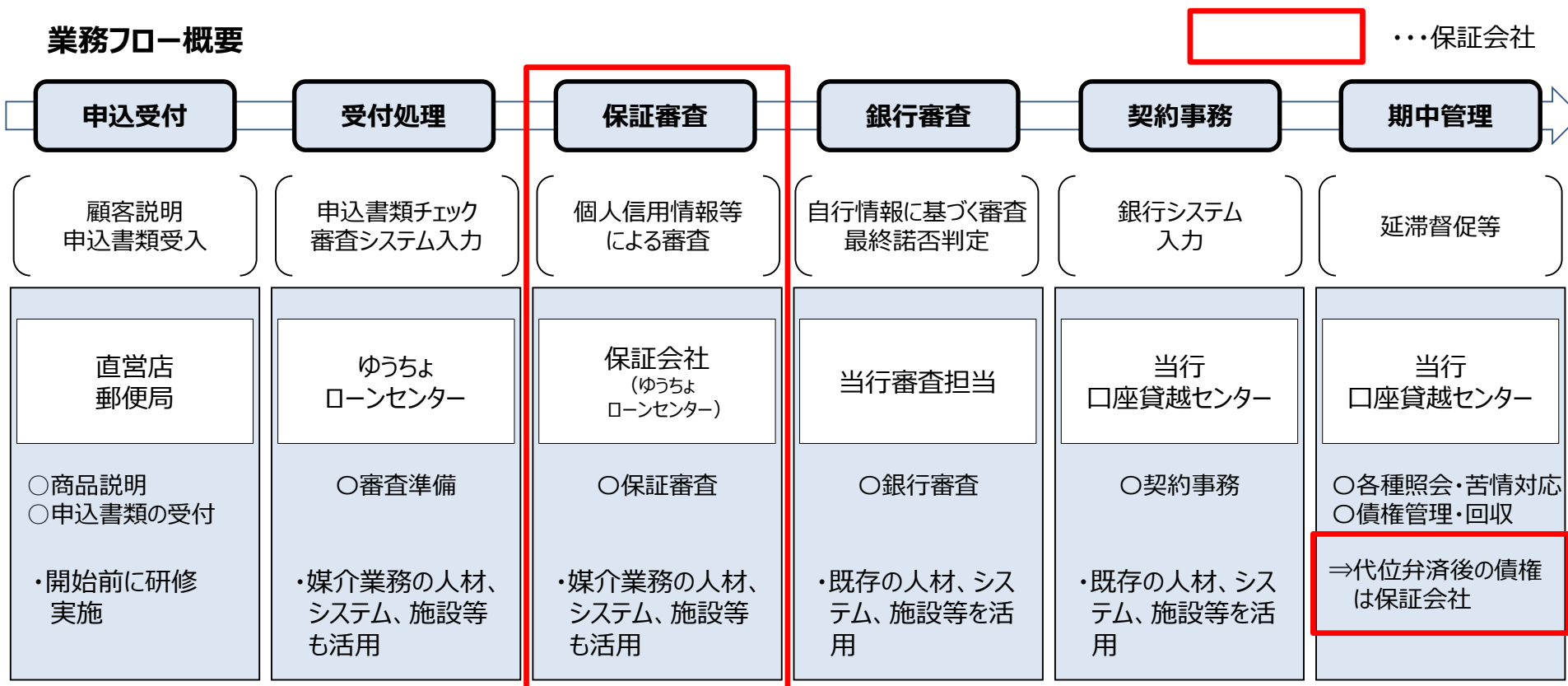
口座貸越による貸付業務のイメージ （※借入利子は考慮外）



3. 信用保証業務を営む子会社の保有 (5) 口座貸越サービスの業務フローと実施態勢

- 直営店・郵便局の窓口にて申込みを受付。
- 子会社であるゆうちょローンセンター(株) (※) にて保証審査後、当行の審査担当にて審査。
- 債権管理は当行の口座貸越センターにて実施。
- 口座貸越サービスに関するお客さまからの苦情や相談については、直営店、郵便局、ゆうちょコールセンター、口座貸越センター等にて受け付け、事故報告システムに登録。所管部署であるローン営業部にて把握し、コンプライアンス関係部署に報告。

業務フロー概要



※ スルガ銀行等との共同出資会社であったSDPセンター(株)を2019年12月に100%子会社化。スルガ銀行媒介業務においてSDPセンター(株)及び媒介ローンの保証会社であったSDP(株)への出向等を通じて得たバックオフィス業務や審査・保証業務等に係るノウハウを、口座貸越サービスでも活用。